

平成24年度第1回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 議事概要

I. 日 時：平成24年10月17日（水） 14：00～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第4会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

主 査：佐藤

委 員：石田、内倉、吉瀬

KHK：北出、南

IV. 配付資料

資料1 液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 委員名簿

資料2 平成19年度第2回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 議事概要（案）

資料3 LPガス販売事業者用保安教育指針の定期見直し方針について

資料4 LPガス販売事業者用保安教育指針の定期見直し事項について

資料5 LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS1701）新旧対照表（案） 他

①本文・参考資料 新旧対照表（案）及び 関係資料（案）

②別添1 消費者保安啓発の手引き 新旧対照表（案）及び 関係資料（案）

③別添2 販売事業者が行う安全確保作業マニュアル 新旧対照表（案）

④別添4 期限管理の徹底について 新旧対照表（案）

⑤別添5 設備工事事業者（含特監法）管理マニュアル 新旧対照表（案）

⑥別添9 書類管理マニュアル

参考1 LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS1701）

参考2 LPガス消費者地震対策マニュアル 一部抜粋

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

2. 前回議事概要（案）の確認について

「資料1 平成19年度第2回液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 議事概要（案）」に基づき、事務局より通読した。当議事概要（案）について採決を行ったところ、液化石油ガス法施行規則関係基準分科会委員（5名）の過半数の賛成（出席委員4名全員の賛成）により可決された。

3. LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS 1701）の定期見直しについて

資料3、資料4及び資料5に基づきLPガス販売事業者用保安教育指針の定期見直し方針、定期見直し事項（案）及び新旧対照表（案）について事務局より説明を行った。本資料に関する意見交換等については以下のとおりであった。

<5-① 本文・参考資料>

- ①参照資料としている地域普及事業のテキストについては、全ての販売事業者に配付しているものではないとの異論が出るかもしれないので、「地域普及事業（経済産業省委託事業）の教材として作成した資料です」との表現に改める。
- ②本一（10）「5. 9 施設・設備等に関する保全技術」において、供給設備についてはバルク供給を意識させるという意味合いで残しておいた方が良い。
- ③本一（10）「5. 9 施設・設備等に関する保全技術」において、保全技術の括弧内については老朽設備の範囲を明確にするため、「バルク貯槽安全弁交換作業、バルク貯槽20年検査、調整器・埋設管等の老朽設備の改善方法を含む」と改める。
- ④本一（12）「5. 11 配送業務の管理」において、改正案では「高圧ガスの移動の基準」とあるが、本指針はLPガス販売事業者用であるため、「LPガスの移動の基準」と具体化する。
- ⑤本一（13）「5. 13 異常時及び災害時に対する訓練（防災訓練）」において、天災については挙げられているものの他に風水害についても対応策を検討しているところなので、その旨を加える。
- ⑥本一（14）「5. 14 事故事例・ヒヤリハット事例の研究」において、参考8-3の表題が、異なっているので、「LPガス事故の概要」に揃える。
- ⑦本一（15）「5. 15 最新の保安技術」において、「ガス漏れ警報器」は業界では「ガス警報器」と呼称しているため、本指針全般にわたりそのように修正する。
- ⑧本一（15）「5. 15 最新の保安技術」において、「安全機構内蔵型ガス栓」という用語は通常使われていないので、具体的に「ヒューズガス栓、コンセントガス栓」に改める。
- ⑨参考3の出版物発行者の略称について、高圧ガス保安協会の略称は「協会」としているが、「KHK」とした方がわかりやすい。
- ⑩参考4の保安業務資格者について、充てん作業者の業務可能範囲を明確にする。
- ⑪参考7の報告方法フロー図について、重大事故でなくても、特定消費機器に係る事故であれば産業保安監督部へ報告するのではなかったか
→確認する。

<5-② 別添1>

- ①（3）LPガスの正しい使い方⑦の「炎の出口」について、「炎口」という表現をカッコ書きで追加する。
- ②業務用厨房のCO中毒事故防止については、排気能力が確保されていることや、給排気口など、全般的にもっと換気について詳しく書いた方が良い。
→行政、業界の取り組みを踏まえ、意図が伝わるような表現に修正する。
- ③Siセンサーこんろについて、卓上一口こんろには立ち消え防止装置しか付いていない。
→本文中で、卓上一口こんろの安全機能について触れることとする。
- ④業務用消費者向けの啓発内容が突然出てくる感じがするため、自然な流れで読めるような表現にする。

<5-③ 別添2>

①配送車両の点検では、ワイヤーロープや荷締め器などのロープ類も点検を行うものではないか。

<5-④ 別添4>

①マイコンメーターの鉛玉は、いまでも搭載されているのか。鉛フリーの流れがあると聞いているが。

→工業会等に確認し、文中で紹介する。

②火災報知器の一般的な呼称はこれでよいか。

→確認し、広く知られている名称に揃える

4. その他

今後のスケジュールについて、第2回目の分科会を11月15日14時から開催することとした。

以上